

高知市公文書管理委員会 様

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市公文書等の管理に関する条例施行規則及び実施機関の
公文書管理規程の制定に係る諮問について

高知市公文書等の管理に関する条例（令和5年4月条例第19号）第38条第1号の規定により、高知市公文書等の管理に関する条例施行規則及び実施機関の公文書管理規程を制定するに当たり、下記のとおり諮問します。

記

諮問1 高知市公文書等の管理に関する条例施行規則の制定について

規則案 別紙1の内容のとおり

諮問2 実施機関の公文書管理規程の制定について

・実施機関

市長，上下水道事業管理者，消防長，教育委員会，監査委員，公平委員会，選挙管理委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会

規程案 別紙1から10までの内容のとおり（市立学校に係るものは要綱とする。）